

故障ニ至ル収入減トナシテ差額(人免甲其位)ノ支給ヲ要スルニ依ル

冬過 前記要項ノ事業側ニ於テ之ヲ一蹴ニスル圍^限 千八百千圓一高ニ事業ヲ開始セリ

依テテ事業側ト側ノ労働者側ノ取組期間ヲ利用シ障^障 かりリニカク修理ヲ行ヒテ之ヲ

与テ労働者側ハ翌三月日ヨリ千六百千圓ノ事業ヲ開始ス

要項事項 収入減トナリタル差額(人免甲其位)ノ支給

解決事項 ナシ